

第1290号

AFN-1290

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2019年 11/5 (火)

『会社法改正案が臨時国会に提出 2021年6月までに施行へ』

政府は10月18日、「会社法の一部を改正する法律案」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定し、臨時国会に提出した。今回の会社法改正では、(1)株主総会資料の電子提供制度の創設(2)株主提案権の濫用的行使の制限(3)取締役に対する報酬の付与や補償等に関する規定の整備(4)監査役設置会社における社外取締役の設置の義務付けなどが主な柱となっている。

施行は改正会社法の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内とされている。政府としては今臨時国会で会社法改正案を成立させたい意向。仮に臨時国会で同改正案が成立した場合には2021年6月頃までに施行される運びとなる。

株主総会



ただし経過措置が手当てされている改正項目もある。その1つである社外取締役の設置義務に関しては、施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結時までには適用しないとの経過措置が設けられている。また、会社補償契約については、施行後に締結された契約に適用することとされている。なお、株主総会資料の電子提供制度及び会社の支店の所在地における登記の廃止に関しては公布の日から起算して3年6月を超えない範囲内とされている。

『職場のハラスメント対策 あかるとい職場応援団サイト改装』

職場における様々なハラスメントが増加している。セクシャルハラスメントに加えて、最近ではパワーハラスメントについても取り沙汰されることも少なくない。特にパワハラについては、従来型の指導がパワハラと認定されることもあり、指導者側においても警戒感が高まっている。

厚生労働省は「あかるとい職場応援団」サイトを職場における総合的なハラスメント対策のポータルサイトとしてリニューアルした。ここでは職場でのハラスメントに悩んでいる労働者向けはもとより、ハラスメントと指摘されている管理職向けや社内でハラスメント事案が発生し、対応に苦慮している人事担当者向けの情報提供も行っている。中でもパワハラ対策導入マニュアルはすでに第4版となり、研修用の資料などとしても活用しやすい内容となっている。また、ハラスメントを巡る裁判例も興味深い。上司と部下ではなく同僚同士のパワハラ裁判やパワハラと認められなかった裁判、相談対応における会社の責任についての裁判などは参考となるだろう。

ハラスメントについては窓口による内容の精査とその上での適切な対応が求められている。加害社員のみならず、会社の責任まで問われかねない重要な経営課題と言えるだろう。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com